

奈良県告示第二百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、柿本土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和四年十二月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	山本 衛	葛城市柿本三六・三七
〃	林 岳則	〃 二五―一
〃	吉河 義則	〃 三九
〃	吉河 祥隆	〃 三八―二
〃	生野 泰雄	〃 四一
〃	山本 美津男	〃 四四―一
監事	生野 忠弘	〃 一〇九―一
〃	吉村 勲	〃 一三八

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	生野 泰雄	葛城市柿本四一
〃	吉河 祥隆	〃 三八―二
〃	山本 美津男	〃 四四―一
〃	山本 八三郎	〃 四四―二
〃	吉川 泰博	〃 四六―二
〃	生野 忠弘	〃 一〇九―一
監事	生野 勝彦	〃 四三
〃	吉村 勲	〃 一三八